

平成 27 年 11 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 11 月 24 日 (火曜日)

平成27年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年11月24日(火曜日) 午前9時～午前10時

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	16番	松 山 正 広
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
事務局次長 下園 ひとみ
支所産業グループ長 川田原 孝二
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 52号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年11月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は12名です。2番、有川委員、5番、田淵委員、6番、横原委員、13番、野村委員、15番、持留委員、17番、富田委員が欠席の届けがありました。よって18名中12名の出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、16番の松山委員と18番の竹之内委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第51号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番： 7番、半田です。

議長： 7番、半田委員。

7番： 申請地は〇〇〇〇〇から〇〇自治会に入ったところにあります。申請地につきましては、普通作が作付されておりまして、作業をすまされてきれいになっておりました。今回、譲渡人から譲受人に水田の購入の依頼がありまして、譲受人の水田もすぐ横にあり、話がまとまり3条申請に至ったところです。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

議長： 価格的に〇〇〇〇〇〇円ということですが、〇〇〇の標準単価でしょうか。

7番： 7番、半田です。

議 長： 7 番、半田委員。

7 番： この価格につきましては、〇〇〇〇さんがたばこ農家でありまして、ここ数年不作が続きまして、やむおえずに手放すということで、それを充分〇〇さんが理解されまして、少しでも高く購入すると、〇〇〇の上地区の水田には良い値段ですが、無理を承知で高い値段で購入されたようです。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 5 1 号受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 5 1 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 5 1 号 受付番号 2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第 5 1 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： 本日、担当委員の有川委員が欠席ですので、事務局の方で説明させていただきます。申請地は根占から〇〇に向かった時に〇〇小学校がありますが、それを過ぎまして右手に〇〇〇〇がございます。そこを 30m 程行きますと道が上の方に分かれている所がありますが、そこを上った所のすぐになります。譲渡人と譲受人は親戚になりまして、譲渡人が根占〇〇に居住されておりまして、本人が農業をされていなくて、申請地は耕作放棄地になってきている所です。譲受人が農地を探していらっしやいまして、ちょうど譲渡人が農業をしないので譲りたいということで、無償での譲渡ということでございます。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 5 1 号受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局： 13ページの議案第53号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第53号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第53号は計画のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に会次第4、協議にはいります。

平成27年度農地パトロール（利用状況調査）について、報告及び検討会を始めます。

(農地パトロール 各班長報告及び検討会)

議長： 次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成27年11月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員